

英米文化学会出版規定

1 出版規定の範囲

英米文化学会出版規定(以下出版規定とする)は、英米文化学会における出版すべてをあつかうものとする。出出版形態別に、カテゴリを設け、おのおの規定を持つものとする。カテゴリでの規定は、本規約の主旨と齟齬が生じない限り有効とする。

1-1 カテゴリ

英米文化学会は、以下のカテゴリに該当する出版物を正式の出版物と認める。

- 1 『英米文化』 『英米文化』投稿規定による出版物
- 2 分科会による出版、会報 分科会出版規定ならびに特別出版規定による出版物
- 3 電子出版 電子出版規定による出版物

1-2 執筆要綱

1-2-1. 長さ・形式

長さについては、各カテゴリの定める規則に従う。

英文論文の提出は、A4 用紙に 65 文字×25 行のフォーマットに従うものとする。

1-2-2. アブストラクト

論文にはすべてアブストラクト(抄録)を添付するものとする。査読の能率を高めるために、著者に関する情報は、タイトルページのみとし、論文にはランニングタイトルとページ番号をつける英米文化に関わる論文であるのだから、アブストラクト、論文本体の英語は、外国人によるチェックを受けたもののみとする。

1-2-3. 執筆形式

すべてのカテゴリにおいて、書式は『MLA新英語論文の手引き』(北星堂)に準拠するものとする。外国人の人名、書名などは、初出の箇所日本語標記の後にマル括弧にて原文を併記する。すべての提出物には 3-5 個の英語キーワードを添付するものとする。

1-2-4. 提出

提出する打ち出し原稿(3部)に、カテゴリで規定する記憶媒体を添付する。記憶媒体、打ち出し原稿は返却されない。著者は編集委員会が、査読者の提案に基づき求めることを決定した変更を真剣に考慮する義務を負う。

1-2-5 執筆者負担金

執筆者に対する負担金については、各カテゴリの定めるところによるものとする。負担金金額が決定した場合には、著者は速やかにこれを学会に支払わねばならない。

2 著作権

会誌全体ならびに提出された時点で、自動的に各カテゴリの出版物に対する著作権は英米文化学会に帰属するが、執筆者の申し出により、理事会の決定を経て著作権を返還することができる。

3 収益の配分

当出版規定による出版物の販売などによる収益は、基本的に英米文化学会に帰属する。ただし、理事会による承認を経て、著者に収益を配分することができる。

4 出版によるクレジットの付与

当出版規定による出版についてのクレジットは、各カテゴリの出版規定によるものとする。

5 負担金

当出版規定による出版についての負担金は、各カテゴリの出版規定によるものとする。

6 例外規定

この規定にかかわる各カテゴリにおいて、論議が発生した場合は、理事会の決定が優先される。

上記の規定は、平成17年2月2日より発効する